

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 215
地域名 (地域内農業集落名)	向田地区 (向田東・向田西・向田西二・向田南)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	122.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	66.5 ha
② 田の面積	58.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	64.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	— ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.5 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	24.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受け意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

本地域は、荒川や江川の浸食により形成された段丘面と低地、丘陵地などをを利用して耕作が行われている。主に水稻やそばが栽培されているが、段丘面の畑や丘陵地を利用したこんにゃくや果樹(なし・りんご)の栽培も行われている。後継者未確定の耕地面積が24.6haあり、地域をカバーする地域内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある耕作地面積は2.5haと不十分であるが、地域内に向田そば組合が組織されており一定のカバーは可能である。しかし、将来にわたり新規就農者の発掘や集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保の検討が必要である。
---

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そば、果樹(なし・りんご)の生産に取り組み、安定的な収量や収入が見込める品種の導入や栽培方法を確立する。
・地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸し付けを進めつつ、担い手(認定農業者・集落営農組合)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者より農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	13.9 %	将来の目標とする集積率	65 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農業従事者の減少・高齢化に伴い、担い手が受けきれない農用地の増加がさらに見込まれることから、農地中間管理機構の農地バンク事業を推進し、地域営農集団で実施している集団的土地利用を基本としつつ、集団化・連坦化した条件で担い手に利用集積されるように努めていく。			

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

#### (1) 農用地の集積、集団化の取組

農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会及び農地利用最適化推進委員と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯闘の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸し付けていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組

農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

新たに農業経営を営もうとする青年や女性、地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術、経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、切れ目ない取り組みを展開する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託の斡旋を促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害対策として、農地を中心に防護柵や電気柵の設置を促進するとともに、害獣駆除を強化し地域の環境整備の改善に努める。

⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を図っていく。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	
認農	A	水稻・蒟蒻	4.9 ha	ha	水稻・蒟蒻	4.9 ha	ha	赤	
認農	C	水稻・蒟蒻	2.5 ha	ha	水稻・蒟蒻	2.5 ha	ha	青	
認農	B	水稻・大豆	3.1 ha	ha	水稻・大豆	3.1 ha	ha	緑	
認農	F	梨	2.3 ha	ha	梨	2.3 ha	ha	橙	
認農	E	飼料作物	1.7 ha	ha	水稻・飼料	1.7 ha	ha	黄緑	
集	G	そば	1.4 ha	ha	そば	1.4 ha	ha	—	
認農	D	飼料作物	1.1 ha	ha	飼料作物	1.1 ha	ha	群青	
認農	H	飼料作物	0.1 ha	ha	飼料作物	0.1 ha	ha	黄緑	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		17.1 ha	0 ha		17.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)
-------------	--	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者数」欄には、区域内の農用地の所有者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

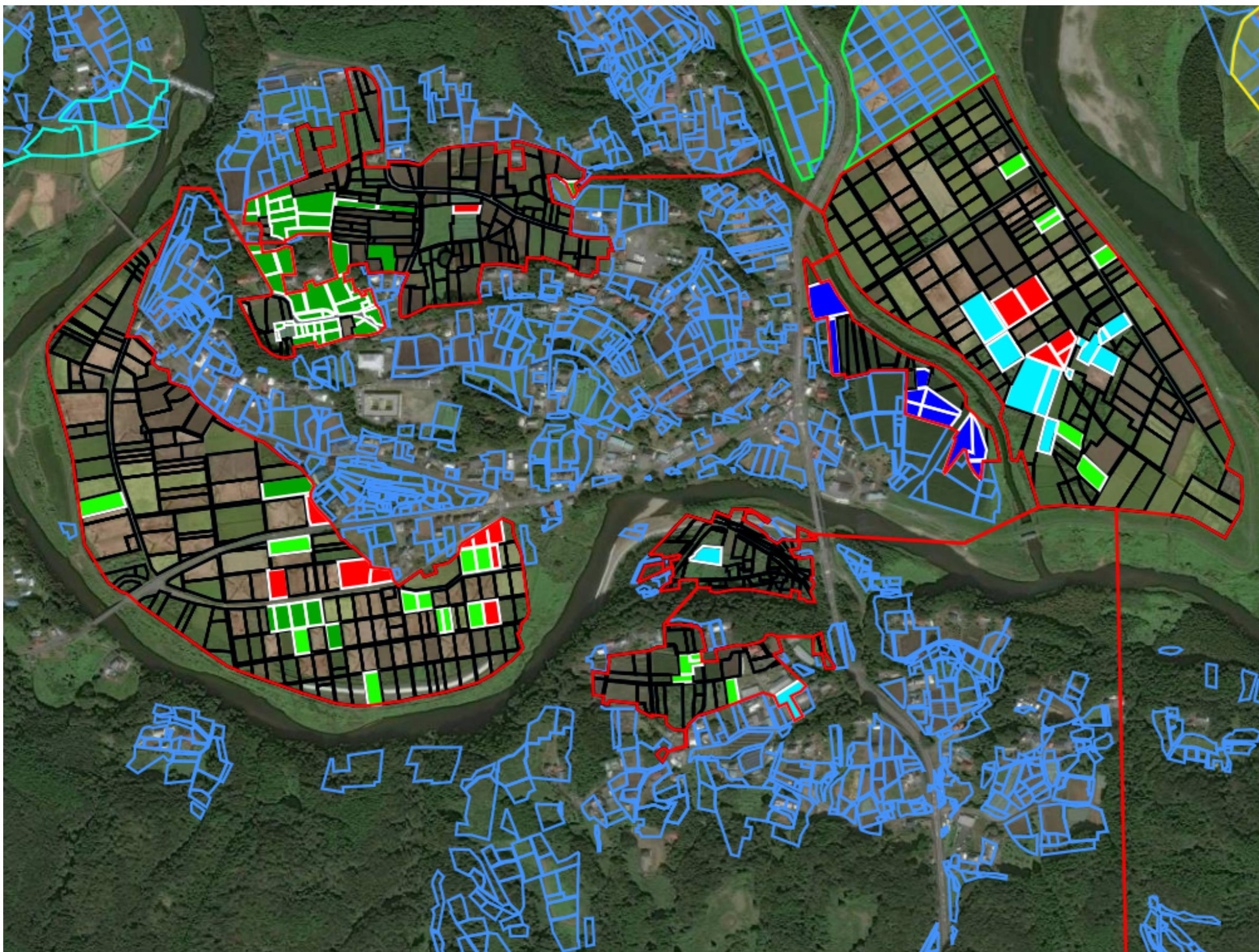
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



向田	
	A
	B
	C
	D
	E
	F
	G

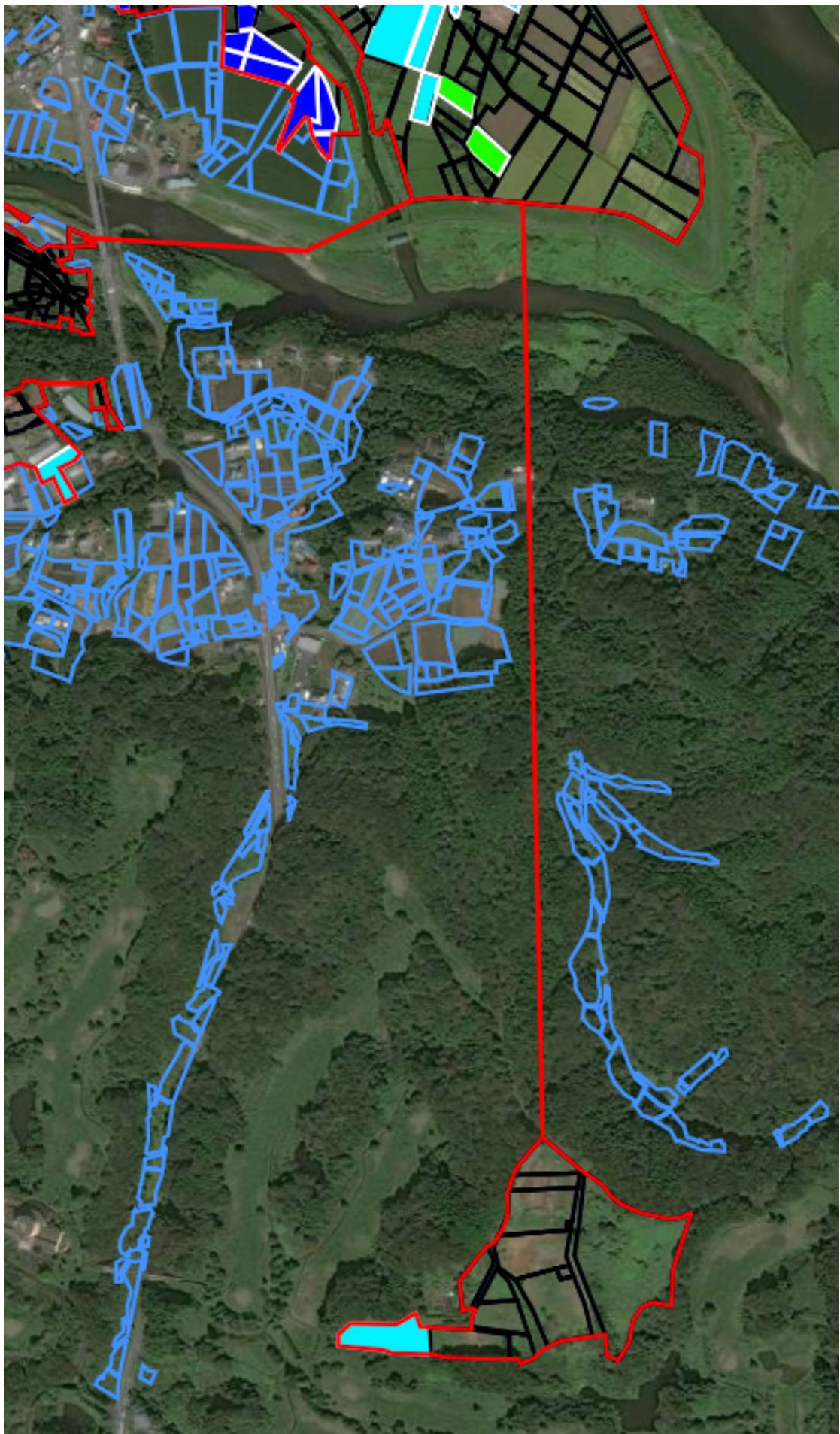


1 : 8000

0 102 204 409

Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)





1 : 8000

0 102 204 409

Copyright © NTT インフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

 mapbox